

第10回 CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する有識者会議

〔議事要旨〕

1. 日時 令和7年5月27日（火）10:00～11:50

2. 場所 財務省本庁舎4階第1特別会議室 / オンライン

3. 出席者

（委員）

柳川範之委員（座長）、石井夏生利委員、井上聡委員、井上哲也委員、翁百合委員、長内智委員、國枝繁樹委員、河野康子委員、小早川周司委員

（オブザーバー）

日本銀行、金融庁

4. 議事

（1）CBDCに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議における検討状況等について（事務局説明）

（2）「パイロット実験」の進捗状況について（日本銀行説明）

5. 議事要旨

開会挨拶の後、事務局及び日本銀行より、それぞれ資料1、2に沿って説明があった後、出席者による意見交換を行ったところ、主な内容は以下のとおり。

（総論）

- 連絡会議における議論の内容が、CBDC固有の論点から民間デジタル通貨にも共通する論点へと広がりを見せていることは適当。また、CBDC単体のシステムではなく、民間のデジタル通貨にも有益なシステムとして設計するという観点は重要。
- CBDCによって、社会全体に対してどのようなメリットがあるかを示せなければ、国民に対して導入の必要性を訴えることは難しい。CBDCは消費者やあらゆる規模の事業者全てに関わる重要事項であることから、不意打ちとならないよう、うまく機会を捉えてあらゆるステークホルダーとコミュニケーションを取りつつ検討を進めてほしい。
- 国民の中には、CBDCに対して、国が主導するデジタルの仕組みとして漠然とした不安感があるように思う。利便性の向上や社会的コストの検討に加えて、社会の空気感にも配慮して検討していく必要。

(私法上の整理)

- 不正利用対応について、利用者視点では、不当利得返還請求はハードルが高い。昨今、証券口座の乗っ取りが問題となっており、CBDCについても、損失があった場合にはすぐに補償されるような損失補償制度についても検討すべき。
- デジタル資産について、最近、有体物における「占有」に対応するものとして、海外を中心に「支配」概念が注目されており、こうした議論は参考になり得るが、CBDCについては、有価証券法理のアナロジーではなく、現金と同様に「所有と占有の一致」という法理のアナロジーで「支配」概念を捉え、動的安全を徹底する考え方が馴染む。
- 貨幣あるいは現金は、法律社会よりも先にあったものと想定されるが、今回改めてCBDCを法的に整理する場合、現金に関する判例法理を立法を経ずに当てはめることが適当なのかどうかは検討が必要。
- CBDCの私法上の整理を検討することは、CBDCを導入するかどうかは別にして、民間デジタル通貨が普及し、現金がほとんど使われなくなった場合において、社会は安定的に機能するのかを検討する機会となる。

(プライバシーの保護とデータの利活用/公共政策上の要請の両立)

- CBDCにおけるデータの利活用を検討する際には、活用可能なデータの種類と、その活用方法を明確にすることが、台帳の設計やインフラの設備の観点で必要。
- プライバシー保護については、国民からすると公的部門に個人情報握られるのではないかという懸念があり、誤解に基づく批判を受けないためにも、しっかりと強調して説明することが重要。
- 仲介機関でデータを管理するという方針は、国による監視のリスクを抑える観点から適切。一元的な管理データベースを設ける場合は、その主体やセキュリティの議論のほか、捜査機関からの照会に対して、どういう情報をどの条件で開示するかといった論点整理も必要。
- 一元的な管理データベースを担う主体について、為替取引分析業者など、政府の監督下にある民間企業であって、一定の体制整備が求められる主体が担う場合には、個人情報保護法について例外的な取扱いを受けることもあり得るのではないか。
- データの利活用について、国民に誤解を生まないために、どういった主体がどのような情報を収集し具体的に何に使うかといった点を丁寧かつ慎重に説明する必要。また、データ利活用の検討にあたっては、川下の決済だけでなく、川上の受発注や川中の請求も含め

た一連の商取引全体で捉える必要があり、財務省が中心となって関係省庁とも連携しながら検討を進めていただきたい。

- 仮に、一元的な管理データベースを設置するのであれば、膨大なデータを取り扱うことが想定されるほか、運営主体や誰がコストを負担するのかについても明確にする必要があることから、CBDC全体でこういったコストがどのくらい生じるかについて明らかにすることは重要。
- 公的要請への対応について、「二層構造」(間接型の発行形態)を前提としていることから、AML/CFTだけでなく、現在の預貯金に求められているのと同様の範囲で対応することが重要。
- 仮に複数の仲介機関でCBDC口座の開設を認める場合には、セーフガード措置の観点からも名寄せが必要となる可能性がある。その具体的な手段や主体について、より深く幅広い検討をすべき。

(CBDCと他の決済手段の役割分担)

- 現金とCBDCの法的橋渡しはしなくてよいのか。円滑な移行、利用者の理解という社会的配慮として、またはシステム設計として、検討が必要ではないか。
- CBDCの導入によって既存のインフラに変更を加える必要のある領域には、相当な時間や労力が必要になることから優先的に検討する必要。
- キャッシュレス化が進展する中、特に中小零細店舗にとっては加盟店手数料が負担であり、CBDCへの期待が聞かれる。仮にCBDCを導入する場合には、店舗の規模に応じて加盟店手数料やあるいは補助率を変えるといった対応も考えられる。
- 高齢者もCBDCを利用するとなると、デバイスのセキュリティ確保に加えて、UI/UXにも配慮する必要があり、互いに両立するよう検討していく必要。
- CBDCのユースケースを検討するにあたり、海外の取組み事例や政府による受容性を強調した通貨の表券主義的な考え方などを踏まえると、税金の支払いのほか、公務員への給与支払や政府からの補助金といった、政府を起点とした様々な取引にCBDCを活用するといった考え方もあり得る。
- CBDC単体ではなく、その他の民間決済手段も含めたエコシステム全体として考える際には、近年、注目されているステーブルコインやトークン化預金といった新しい民間マネーとの関係も今後議論していくべき。

- 日進月歩で民間事業者が新たな決済サービスを作り出す中、デジタル金融資産全般に関連する論点とCBDC固有の論点を上手く接合し、議論することは難しいことだが重要。

(その他)

- 日銀の実験用システムでは、顧客管理部分と台帳管理部分を分離したうえで、台帳管理部分で利用者情報・取引情報を扱うことができない設計とのことだが、互いに紐付けられている設計であれば、個人情報に該当する可能性もあることから、引き続き個人情報保護委員会にも相談しつつ検討を進めていただきたい。
- 民間決済手段の寡占化や相互運用性の向上といった課題のほか、昨今、人手不足によって物流コストが値上がりし、現金の社会的コストも増加している。こうした点が、国民に対するCBDCの導入意義ともなり得るが、説明や考え方について整理が必要。